

九州運輸局メールマガジン 平成24年11月15日 第192号

～九州の明日を拓く運輸と観光～

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/>

## 目次

### 1 九州運輸局ホームページアップ情報（11月8日～11月14日掲載分）

- ・各種情報
- ・各種手続き
- ・分野別情報
- ・お知らせ

### 2 福岡国税局からのお知らせ

### 3 九州運輸局セミナー

#### 1 九州運輸局ホームページアップ情報

（11月8日～11月14日掲載分）

#### ----- 各種情報 -----

##### 《入札・契約情報》

企画競争に係る実施結果の公表（平成24年11月6日分まで）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list.html#KIKAKU\\_KEKKA](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list.html#KIKAKU_KEKKA)

企画競争実施公示（11月9日及び11月12日（2件））

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list2.html#KIKAKU\\_KOUJI](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list2.html#KIKAKU_KOUJI)

入札結果の公表（平成24年9月分）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/nyusatsu\\_kekka/1108.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/nyusatsu_kekka/1108.pdf)

契約結果に係る情報の公表（競争入札 平成24年9月分）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/keiyaku\\_kekka/2308\\_9.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/keiyaku_kekka/2308_9.pdf)

#### ----- 各種手続き -----

海技試験日程・合格者発表

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kaigisiken/body.htm>

#### ----- 分野別情報 -----

##### 《バス・タクシー・トラック》

バスの申請・処分状況（平成24年10月分）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji\\_bu\\_ka/bus/bus\\_syobun2410.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/bus/bus_syobun2410.pdf)

トラックの申請・処分状況（平成24年10月分）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji\\_bu\\_ka/truck/truck\\_syobun2410.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/truck/truck_syobun2410.pdf)

#### ----- お知らせ -----

平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ASV）の導入に  
対する支援の第2次募集を行います

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/file001\\_022/pdf/2012-1114-1-hoan.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/file001_022/pdf/2012-1114-1-hoan.pdf)

平成24年度整備管理者選任前研修の開催について

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/files/2012-1114-2-hoan.pdf>

## 2 福岡国税局からのお知らせ

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。対象となる方は、個人の白色申告者のうち事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方で、所得税の申告の必要がない方も含まれます。下記のチラシを参照されてください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/kichokakudai.pdf>

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 3 九州運輸局セミナー

九州運輸局の各課から業務内容等を紹介するコーナーです。

今回は、海上安全環境部 海技資格課です。

水先法（水先人）ってなあに・・・???

当課においては、業務の一環として水先法に基づき水先人の免許取得の事務を行っています。

普段なかなか聞き慣れない法律だと思しますのでご紹介します。

水先人(一般的に水先案内人とかパイロットと呼ばれています。)とは、多数の船舶が行き交う港や海峡、内海において、それらの環境に精通する事が困難な外航船や内航船の船長を補助し、船舶を安全かつ効率的に導く専門家のことをいい、水先人免許を取得された方が業務に就くことが出来ます。

### 《水先人の免許》

水先人になるには、国土交通大臣の免許(国家資格)が必要です。

海上では、水域によって風、波、潮流、水深等の自然条件が異なる上、その水域特有の運航ルールがあり、水先人は、担当する水域(水先区)特有の条件を熟知している必要があるため、免許は全国35箇所の水先区(1)別に受けなければなりません。また、水先人の免許は、3つの資格(級)(2)に分かれており、それぞれに水先業務を行える船舶の大きさ(総トン数)に違いがあります。

### 《業務の紹介》

水先人は船長を支えるアドバイザーです。

海は広いので、一見船は何処を通ってもいいように思われがちですが、陸上と同じく航行安全のために様々なルールが定められています。

例えば、船の通る道(航路)もきちんと決められていますし、灯台を始めとする標識(航路標識)も数多く設置されています。日本周辺の海は、漁船、旅客船、タンカーや貨物船といった大小様々な船舶が常に行き交っています。特に港の周辺では船舶が集中し、大変混雑します。また、海上では、波、風、潮流といった自然

条件が刻々と変化しています。

そのような中、船長は船舶を安全に航行させるため、最大限の注意を払っています。しかし、優秀な船長でも、すべての水域の事情を把握するのは不可能です。そこで、船舶の輻輳する水域を航行する際、又は入出港の際には、その水域特有の事情を熟知している専門家にアドバイスを受けることになります。その役割を果たすのが『水先人(パイロット)』です。

水先人は、卓越した知識や技能を駆使して船舶を安全かつ迅速に導いています。大型船の操船には、想像以上の危険が伴い、もし船舶が予定通りに入港出来なかったり、事故を起こして物流が停止してしまうと、経済に混乱をきたし、私たちの生活にも大変な影響を及ぼすこととなります。

そうした事態を防ぐために、水先人は船舶の安全を通じて私たちの生活を支えてくれています。

皆さんも港に行かれたときに、大型船舶を見ていると陰の仕事人(水先人)を見ることが出来る・・・かもしれませんよ。入出港の際には、水先を要請した船舶へ、沖合でパイロットボートから乗り移ることとなりその際、縄ばしごを使って乗り降りされています。(大型船に乗下船の場合、ビルの数階分に相当する高さを縄はしごで上り下りする必要があるため、かなりの危険を伴います。)

- 1 水先区：水先法に基づき船舶が多く出入りする港、湾、内海の水域に設定
- 2 資格の内容
  - 一級水先人：制限無し
  - 二級水先人：5万トンまでの船舶（危険物船は2万トンまで）
  - 三級水先人：2万トンまでの船舶（危険物船は不可）  
(危険物船：原油や液化石油ガス(LPG)等危険性の高い貨物を積載している船舶)

#### 【海上安全環境部 海技資格課】

//////// 編集部より //  
最近の新聞には、老後の問題、自己啓発、健康物の広告が多いようです。つい見入ってしまう私はそういう年代に入ったということでしょうか。  
新たな造語も出ていますが、先日は「無縁介護」という言葉にドキッとしました。「終活」も、旬な言葉と言えるでしょう。  
「老後リスク」の本も本屋にたくさん並んでいます。自分を自分でマネジメントする時代になったのでしょうか、両親を見ていると、早めにやっておかないと大変なことになりそうだ、と考え始めています。継続していくことは大変なこと、とは思っていましたが、終わらせることの方がもっと大変なようです。親の様子を見て自分の頭の回転具合がいつまで保つかと考えると、残された時間は多くはなさそうです。

いつも九州運輸局メールマガジンをご覧ください誠にありがとうございます。  
編集部では、運輸と観光行政に関する取組や話題、イベントの案内、地域の情報等、本メールマガジンへの掲載記事を広く募集しています。お気軽にご投稿くだ

さい。

//

本メールマガジンのバックナンバー閲覧はこちらから

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail\\_magazine/top.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/top.html)

本メールマガジンの配信中止やメールアドレスの変更などはこちらから

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kouhou\\_mail.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kouhou_mail.html)

九州運輸局メールマガジン編集部（九州運輸局総務部内）

mail : mm-kyushu@qst.mlit.go.jp

Tel : 092-472-2312 Fax : 092-471-7192